

快適な生活環境を創出するため、
区民、事業者、行政の連携・協働による
清掃リサイクルの今後の取り組みにつ
いて

答 申

令和元年5月

品川区廃棄物減量等推進審議会

目 次

答申にあたって	1
第1章 ごみ・資源回収をとりまく現状	2
1 ごみ・資源回収量の推移	2
2 品川区における人口と世帯の推移	3
3 最終処分場の現状	3
4 ごみの減量化と資源化施策の現状	3
5 諮問に対する検討の論点	6
第2章 資源ロスの削減について	8
1 資源ロスについて	8
2 資源ロスをめぐる動向について	8
3 さらに資源ロス削減へのアプローチ	9
第3章 快適な生活環境について	
～オリンピック・パラリンピックとその後に向けて～	12
1 快適な生活環境について	12
2 生活環境を取り巻く主な課題	12
3 快適な生活環境を創出する具体的施策	13
第4章 これからの啓発のあり方について	16
1 現在の品川区における啓発活動	16
2 より効果的な啓発の検討	18
3 より伝わりやすい広報の検討	19
4 だれもが主体となる啓発の実現	21
第5章 まとめ	22

資料編目次

区長からの諮問	資料編－1
会議の公開方法について	資料編－2
審議経過	資料編－3
審議会委員名簿	資料編－4

答申にあたって

気候変動や天然資源の枯渇、世界的な海洋プラスチック汚染など、今、地球環境の危機が進行しています。平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)など、新たに世界が目指すゴールを確実に実現していくことは、現代を生きる我々一人ひとりに課せられた使命ともいえます。

平成12年に清掃事業が東京都から移管されて以来、品川区では、ごみの各戸収集や資源回収品目の充実など地域特性を活かした様々な区独自の取り組みを実施してきました。このような区の取り組みや区民の環境問題意識の高まりなどにより、区民一人一人あたりのごみ・資源の排出量は減少傾向にあります。さらに3R(リデュース/発生抑制・リユース/再利用・リサイクル/再利用)の引き続きの啓発と強化、ごみの減量と資源回収の充実が区の施策や事業に求められています。

こうした中、平成29年8月9日、本審議会は、これまでの区の清掃・リサイクル事業の成果を踏まえつつ、今後の施策展開の方向性を探るため、品川区長から「快適な生活環境を創出するため、区民、事業者、行政の連携・協働による清掃リサイクルの今後の取り組みについて」の諮問を受けました。

本審議会では諮問以降、計6回に渡り精力的に審議を重ね、この答申を取りまとめました。

品川区が、この答申を踏まえ、更なるごみの減量と資源化に取り組むとともに、区民、事業者、行政の連携・協働による資源循環型社会の実現につなげていくことを期待します。

令和元年5月

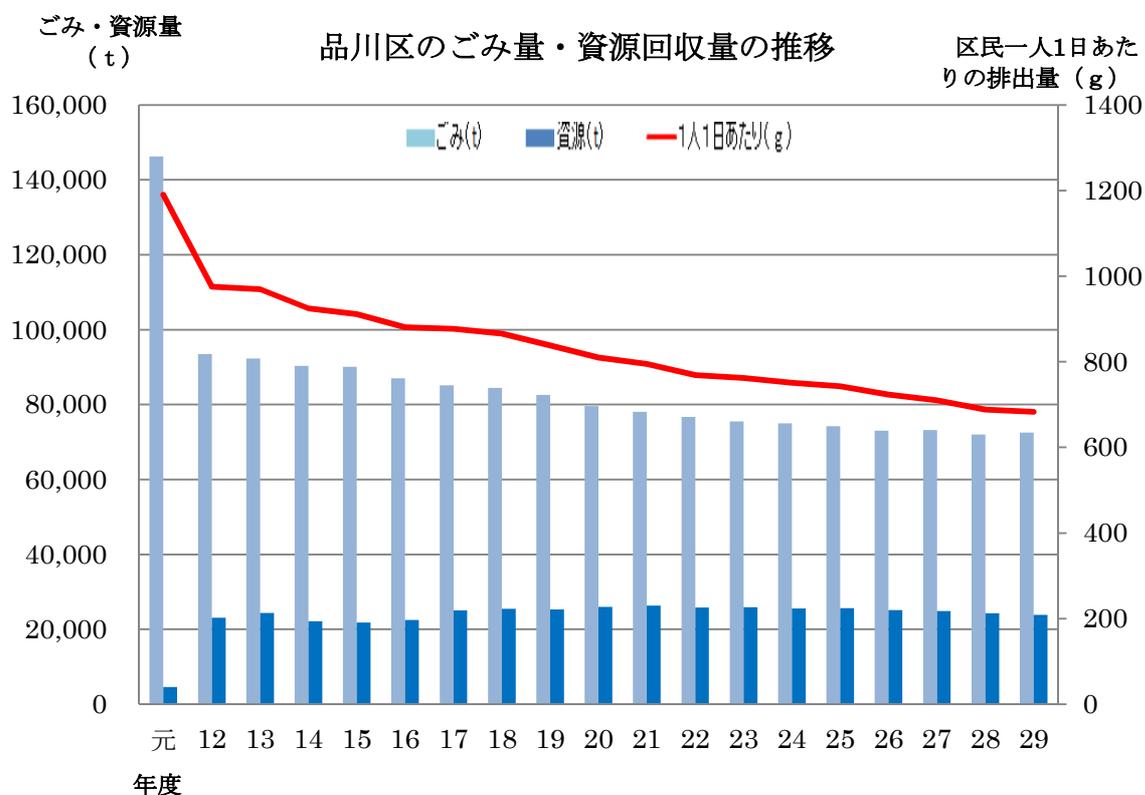
品川区廃棄物減量等推進審議会

第1章 ごみ・資源回収をとりまく現状

1 ごみ・資源回収量の推移

品川区のごみ量は、平成元年度の約14万6千トンにピークを減少を続け、平成29年度には約7万2千540トンと、平成元年と比較して約半分近くに減少した。しかし、減少幅は微減傾向になってきており、平成元年から平成12年度にかけては約36%減少したのに対し、平成12年から平成29年度では、約22%と減少率が下がっている。特にここ数年の対前年比を見るに、微減ではあるが減少率は横ばいになってきており、ついに平成29年度には、100.79%とわずかではあるが増加に転じている。

一方、資源回収量は、平成元年度の約4600トンから、平成29年度の約2万3千トンと、平成元年度比約5倍の回収量となった。これは、経済状況の変化や区民のリサイクル意識の高まり、区によるごみ減量施策・資源回収品目の充実によるものと推定できる。しかし、平成26年度から回収量が対前年比で減少しており、平成29年度も対前年比で98.3%と微減傾向が続いている。



2 品川区における人口と世帯の推移

品川区の人口は、現在増加傾向にあり、2019年（平成31年）1月には、39万4700人、世帯数は22万678世帯¹となっており、各戸収集を開始した平成17年から比較すると、人口で1.19倍、世帯数1.26倍となっている。

今後、品川区の人口は、2044年に44万7884人とピークを迎えたのち、徐々に減少すると推計²されている。また世帯数については、2015年（平成27年）に実施された国勢調査で、品川区の世帯数は21万2374世帯となっており、そのうち11万6560世帯³が単身世帯となっている。単身世帯の構成は若年層ばかりではなく、高齢者層も含まれており、今後清掃・リサイクル事業を展開していくにあたっては、このような状況を考慮する必要がある。

3 最終処分場の現状

東京23区のごみ最終処分場は、中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場である。最終処分場の使用残余年数については、ごみ減量に加え、プラスチック製容器包装の資源化や廃プラスチックのサーマルリサイクルなどにより、埋立処分量の減少が図られているが、約50年程度しか使用できないと言われている。しかしながら、新海面処分場が東京23区最後の埋立処分場であり、新たな処分場を設置することは困難とされている中で、品川区は、他の22区と共にごみの排出量を減らし、ごみの埋立処分量をさらに減少させ、東京23区最後の埋立処分場を少しでも延命化し、次世代の区民に引き継いでいかななくてはならない。

4 ごみの減量化と資源化施策の現状

区では、平成12年4月に東京都から清掃事業が移管されて以降、ごみの減量化と資源化を目指した、地域の特性に応じた区独自の施策を展開してきた。

＜清掃・リサイクル施策の取り組み＞

（1）資源回収品目・方法の充実

①資源ステーション回収

平成10年10月～ 古紙、飲食用びん、飲食用缶

平成15年7月～ 乾電池

平成16年10月～ ペットボトル、紙箱・紙パック

平成20年10月～ 汚れていないプラスチック製容器包装、蛍光灯

¹ 品川区住民基本台帳による世帯と人口

² 品川区長期基本計画策定委員会

³ 東京都国勢調査区市町丁別報告

平成 24 年 7 月～ 水銀体温計・血圧計

②ペットボトルの店頭回収

平成 9 年 4 月～平成 27 年 2 月

③拠点回収

平成 2 年 6 月～牛乳パック、アルミ缶回収開始

(アルミ缶は平成 4 年 10 月中止、牛乳パックは平成 18 年 4 月中止)

平成 4 年 11 月～ 古着、廃食用油

平成 23 年 4 月～ 不用園芸土

平成 25 年 10 月～ 使用済小型電子機器

(携帯電話、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機等)

平成 29 年 4 月～ 使用済小型電子機器を「東京 2020 都市鉱山

からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加して回収

(2) 分別促進やリサイクル秩序の維持

①ごみの各戸収集 (平成 17 年 7 月～)

平成 14 年 10 月モデル実施開始

②集団回収の支援 (昭和 34 年～)

報奨金・協力金の支給、回収補助用具の貸出し、消耗品の支給等

(アルミ缶・紙パック回収協力金の支給は、平成 25 年 3 月で廃止)

雑がみ回収協力金 (平成 30 年 9 月～)

③資源持ち去り防止対策 (平成 20 年 7 月～)

条例による資源物持ち去り行為禁止の明確化および罰則規定の制定、
早朝の資源持ち去りパトロール

各警察署と連携した合同資源持ち去りパトロールの実施 (平成 23 年 3
月～)

(3) 普及啓発活動

①各種イベントでの啓発展示、小学生ポスター展等

②リーフレットの発行等

「ごみ・資源の分け方・出し方」冊子、チラシ (英語・中国語・ハングル語版)

ごみ・リサイクルカレンダー、小学生用啓発冊子

ごみ・リサイクル通信

「広報しながわ」による啓発

③小学校、保育園等での環境学習

清掃車両 (スケルトン車) を使った環境学習等

④廃棄物減量等推進員

ごみの発生抑制と分別徹底の実践、ごみの排出状況の報告、地域にお
けるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談等

- ⑤ふれあい指導
 - ごみ・資源の分別や事業系廃棄物の有料シール貼付等の指導・助言
- ⑥ごみ・資源追っかけ隊
 - ごみ・資源物の処理、再生過程を見学
- ⑦出前講座
 - 町会・自治会・PTA等からの依頼による講座形式でのごみ減量やリサイクルの推進をテーマにした出前講座を実施
- (4) リユース促進のための施策
 - ①フリーマーケットの実施および支援
 - しながわECOフェスティバルでのフリーマーケットの実施や用具の貸出し、広報紙への掲載、区立公園の使用申請の代行
 - ②リサイクルショップ「リボン」の支援
 - 家庭での不用品の委託販売の運営支援
 - ③不用品交換情報紙「くるくる」の発行
 - ④リユース店の紹介
 - 家具や家電製品等の修理・修繕が可能な区内の店舗等の紹介冊子の作成
- (5) その他
 - ①粗大ごみの有料化（平成3年7月～）
 - ②事業系ごみの有料化（平成8年12月～）
 - ③サーマルリサイクルの実施（平成20年10月～区内全域）
 - 家庭から排出された廃プラスチックを焼却処理することより熱エネルギーを回収
 - ④大規模建築物に係る指導
 - 事業の用途に供する部分の床面積が3,000㎡以上の建築物の所有者に対し、廃棄物の保管場所等の設置状況、再利用の促進等の調査・指導および助言。また、平成27年度より床面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物にも調査・指導範囲を拡大
 - ⑤家庭用電気式生ごみ処理機購入費助成（平成12年6月～）
 - 家庭用電気式生ごみ処理機本体購入価格の一部助成
 - ⑥事業系生ごみ処理機の購入費助成（平成29年4月～）
 - 事業系生ごみ処理機本体購入価格の一部助成

5 諮問に対する検討の論点

第1回の審議会において、区長から「快適な生活環境を創出するため、区民、事業者、行政の連携・協働による清掃リサイクルの今後の取り組みについて」諮問を受けた後、事務局から区のごみ・資源の現状や区の取り組みに関する説明を受けた。次に第2回審議会において、品川清掃工場、中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場を視察し、ごみ収集後の処理方法やリサイクルの実態について委員間の共通理解とした。

その上で、第3回からの審議会において、委員間で議論を行い、限られた期間での審議となることから、これまでの清掃・リサイクル施策の取り組みを踏まえ、本審議会では次の3つの項目を論点として審議することとしたものである。また、区民・事業者・区がそれぞれごみ減量やリサイクルなどに取り組むことはもちろんのこと、三者が互いに協力・尊重しあいながら共に取り組む「連携・協働」について、資源ロスや、快適な生活環境の創出、啓発活動を含めた大きな視点をもって検討していくこととした。

(1) 資源ロスの削減について

区は、これまで資源の有効利用とごみ減量のために、各戸収集の実施や資源回収品目の充実など、ごみの分別、再資源化に努めてきた。しかし、燃やすごみの中には、再資源化できる紙類も少なからず含まれている現状や、事業系廃棄物として事業所から排出される資源のリサイクル、都市鉱山といわれるレアメタルのリサイクル、集団回収される資源の持ち去り防止や回収量を増やすための方策、また、近年問題となっている食品ロスなど、取り組むべき課題は数多くあり、なかでも資源を無駄にしないために「資源ロス」について議論する必要がある。

(2) 快適な生活環境について

～オリンピック・パラリンピックとその後に向けて～

2020 東京オリンピック・パラリンピックが間近に迫っている。外国人観光者は増加する傾向があり、区民が快適な生活環境を創出するならば、海外から品川区を訪れる外国人にも快適な環境を提供できることとなる。

オリンピック・パラリンピックを契機に快適な生活環境を創出していくためには、街の美観や清潔さを保ち、適切なごみの排出マナーを区民も来訪者も守っていく必要がある、そのための方策を検討する必要がある。

(3) これからの啓発のあり方について

現在、ごみをもう一度資源として再生するリサイクルは、これまでの啓発活動等により区民の中に定着してきている。

しかし、更なるごみの減量化・再資源化を図るためには、今まで以上に子どもから高齢者までそれぞれの年代や世帯状況に応じたきめ細やかな啓発が必要となると同時に、スマートフォンなどの情報機器の普及率が高まるなか、ICT（情報通信技術）を利用した啓発方法などについて議論する必要がある。

第2章 資源ロスの削減について

1 資源ロスについて

再資源化できる紙類が燃やすごみとして排出されるなど、本来資源として回収可能なものが適正に処理されず無駄になってしまう資源ロスが、近年の大きな課題となっている。当審議会では、今まで進めてきた廃棄物の3Rを土台として、ごみとして廃棄される前に正しく分別し、資源として利用することで、資源消費の無駄を見直し、持続可能な資源の利用を図ることを目指すこととして、論議をしてきた。

2 資源ロスをめぐる動向について

(1) 国の動向

国は、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を決定した。この計画では、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合的向上を掲げた上で、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフスタイル全体での徹底的な資源循環③適正処理の推進と環境再生などを重要な方向性として掲げ、それらの実現に向けて、概ね2025年までに国が講ずべき施策を示した。

その中でも2030年度には家庭から排出される食品ロス量を、2000年度の半減を目標とし、事業系食品ロス量についても今後目標を設定するとしている。

(2) 東京都の動向

東京都は平成28年に東京都資源循環・廃棄物処理計画を策定し、①持続可能な資源利用への転換－地球規模の環境負荷の低減にむけて、先進国の大都市としての責任を果たす－②良好な都市環境の次世代への継承－最適化された資源循環・廃棄物処理を目指す－③多様な主体との連携を図ることによって「世界一の環境都市・東京」の実現を目指すとしている。

その中でも資源ロスの削減として、食品ロス・使い捨てライフスタイルの見直し・紙資源ロスの削減について、優先的に取り組む必要のある課題例として取り上げている。

(3) 品川区の動向

資源回収量を増やすために、地域の特性に応じた区独自の施策を展開してきた。行政回収としての資源ステーション回収の品目を段階的に増やしていき、現在8種類12品目を区民の協力を得て回収をしている。また、拠点回収においても回収の品目と拠点回収場所を段階的に増やし、集団回収についても回収

団体の加入数を増やすなど、清掃事務所として上記3つの事業により、資源を出来るだけ多く回収できるように努め、資源ロスの削減に努めている。

3 さらなる資源ロス削減へのアプローチ

(1) 紙資源ロスへの取り組み

区で平成24年度に実施した家庭の燃やすごみ組成割合の調査では、燃やすごみの中で「雑がみ」が約10%程度含まれていることが判明している。これは資源として再生できる「雑がみ」を燃やすごみとして処分しているということである。区側のアピール不足が原因か、資源物としての認識が低い。また「雑がみ」という名称の馴染みが薄く、どのような紙が対象となるのか判らない。雑がみは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の紙類であり、いらなくなった投げ込みチラシ、パンフレット、包装紙、紙箱、紙袋などであることを丁寧にわかりやすく伝える必要がある。また、区民への浸透方法を考え、雑がみのネーミング等も考えると協力も得やすい。

区では平成30年9月から「雑がみ回収大作戦」と称し、回収に取り組む集団回収団体へ協力金を支給することとした。今後、区内全域にこの取り組みを展開する必要があり、分かりやすいチラシの作成や、清掃工場が公表している紙ごみの中身の割合が示された表やグラフを活用しながら啓発を図る必要がある。

(2) 食品ロスへの取り組み

日本の食品ロスは年間約632万トンといわれており、国民1人1日お茶碗1杯分約136gの食べ物が毎日捨てられている。また、食品ロスの半分は家庭から排出されていると報告されている。

品川区においても、環境課では食品を大切に扱っている飲食店や食品小売店を「もったいない推進店」として紹介することや、イベント等にてフードドライブを実施して使わないまたは使い切れない食品を持ち寄ってもらい、地域の福祉団体や施設に寄付をしている。

これからは家庭における食品ロスを無くす生活スタイルを実践することが大切であり、①食品の買いすぎに気をつける②残ってしまった食材を違う料理に使う③消費期限、賞味期限について正しく知る等、日常生活で気をつけることを周知する必要がある。これらの周知にあわせて、冷蔵庫の使い方を工夫することにより食材を更に長持ちさせることや、食べ物を無駄にしないレシピを紹介すること等、環境面や家計面にとってもプラスになるような、簡単な工夫を挙げることで区民の行動が進むものと考えられる。また、NPOやボランティア団体などと協働することも取り組みを広げるうえで大切な視点である。

(3) 小型家電回収への取り組み

小型家電類は貴重な金属資源を多く含むため「都市鉱山」と言われている。区では平成 25 年 10 月から小型家電の拠点回収を開始し、当初 29 か所であった拠点を 38 か所に増やし回収量も増加している。

2020 東京オリンピック・パラリンピックに向け、携帯電話等の小型家電から希少金属を回収する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に平成 29 年 4 月に品川区はいち早く参加し、区民からの小型家電の回収増の大きな契機となっている。この取り組みを「オリンピック・レガシー」として大会後も推進する必要がある。

今後の具体的な取り組みとして、対象品目やその品目にどのような希少資源が含まれているかを説明することやイベント開催時における回収ボックスの設置、回収拠点の増設等排出のしやすい環境を整えることの検討が必要である。また、小型家電は陶器・ガラス・金属ごみ（不燃ごみ）に排出されている実態があるため、収集後に小型家電を取り出す選別作業による回収について、経費や作業場所の課題もあるが、その可能性について研究する余地はある。

(4) 段ボールリサイクルの取り組み

ライフスタイルの変化から、24 時間商品の購入が出来るインターネット通販等の拡大により、段ボールの回収量が増加している。区が収集する資源回収量の約 23%、また古紙回収量では約 42%を段ボールが占め、その構成比は増加している。

段ボールは古紙の一つとして、正しく回収されれば再度段ボールに再生され、再生時に使うエネルギーもそれほど小さくなく、薬品類もほとんど使用されないことから、環境への負荷は小さく、ほぼ 100%リサイクル可能な資源である。このことをしっかり周知して、他の紙資源とは分けて排出するように啓発していくことが必要である。また区民の行動として、インターネット等で品物を注文する際はごみを減らす観点で必要なものかを考えることなども、資源ロス削減の面からは有効である。

(5) 資源の持ち去り防止対策について

区内において、件数は減少傾向にあるが資源回収や集団回収で排出された資源を持ち去る行為が発生している。区や区民の立場からは持ち去り行為は「資源のロス」にもつながる。

区では、資源回収に排出された古紙や缶などの持ち去りに対しては、早朝からの巡回パトロールを実施、資源持ち去り防止テープの作成・配布などの対策を講じてきた。加えて、条例にて資源持ち去り禁止命令に違反した者に対して

は、過料を科すこととしている。

対策としては、区内全域をパトロールですべて対応することは難しいため、資源の持ち去りを区民が目撃した場合には車両ナンバープレート等の現場情報を清掃事務所に通報してもらう連絡先の周知や、連絡を受けた時にはパトロール隊が現場へ駆けつける体制を構築し区民との連携に努めていく必要がある。また排出の際には前日や夜間ではなく、収集日の朝に排出するように排出ルールを改めて働きかけることや、警察との合同パトロールの実施や持ち去り防止強化月間を設定することで、持ち去り行為の防止強化につながる。

(6) 事業者から発生する資源への取り組み

事業者が出すごみは、事業者が責任をもって処理することとなっている。事業系廃棄物の排出指導として大規模事業者に対しては、条例等により立入調査や再利用促進計画書の提出を求め指導および助言を行っており、リサイクルの取り組みは比較的進んできている。

一方、小規模事業者は排出量が少ない等の理由で資源をリサイクルルートに乗せにくいため、ごみとして排出されていることが見受けられる。この解決策として、区では事業所に対し資源を回収する事業系リサイクルシステムを区内事業者と連携して構築している。この事業系資源を回収するルートを利用することによって、経費的に安価に処理できる場合もあることを積極的に広報する。

また、区が許可している一般廃棄物処理事業者の協力を得て排出事業者に対し資源分別の徹底を促すなど区・事業者間の協働・連携のもと資源ロスの取り組みを推進する仕組みを考える必要がある。

第3章 快適な生活環境について

～オリンピック・パラリンピックとその後に向けて～

1 快適な生活環境について

ごみ排出における快適な生活環境とは、街の美観等だけでなく、ごみの出しやすさや、安心・安全が確保された広い意味で住みやすい・すごしやすい街の状態を指していると言える。

これまでも快適な生活環境を実現するために、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも特にリデュース（ごみの発生・排出抑制）への取り組みが重要であることから、区は、地域性を活かした施策に積極的に取り組んできた。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、国内外を問わず観光客が増加するため、ごみを取り巻く環境も大きく変化し、ごみの発生・排出量も増加することが予想される。区民を初めとして、観光客も含めた快適な生活環境を創出するためには、現状の課題に対応するだけでなく、今後起こりうる課題を想定し、対策を立てていく必要がある。

2 生活環境を取り巻く主な課題

(1)外国人観光客に対するごみ出しマナーの向上

2020年のオリンピック・パラリンピックを迎えるにあたり課題の一つとなるのが、区を訪れる観光客の増加である。

品川区は、街なかにごみ箱が少なく、それによって美観を生み出している側面があるが、観光客の増加により、コンビニエンスストアや駅など限定的な箇所にごみ集中してしまう恐れがある。現に、観光地などでは、自動販売機に併設されているごみ箱等にごみが溢れ返っているような状態が見受けられるという。住む人、訪れる人のそれぞれがすごしやすくあるためにも、街の美観や清潔な状況を保ちつつ、観光客に向けた対策を、区民、事業者とともに考え協働していく必要がある。

(2)居住外国人に対するごみ出しマナーの向上

住民基本台帳によると、平成31年1月1日時点で、品川区には13,042人の外国人居住者が生活している。これは全体の約3%だが、決して少ない数字ではない。外国人に関する課題の一例として、ある集合住宅で、ごみの出し方が間違っている外国人居住者がいたが、言葉が通じないため対応に苦慮している

というケースが報告された。居住者に適切なごみ排出を行うごみ出しマナーの向上が必要である。

(3) 民泊事業者への適切なごみ排出

空いている部屋や家を活用して宿泊サービスを提供する民泊制度が平成 30 年 6 月からスタートした。品川区においても民泊から出るごみについて適性な処理がなされるよう条例等のなかで方針を定めている。品川区の民泊事業受理件数は平成 31 年 1 月時点で 75 件であり、今後オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、民泊の届出や利用が本格化し増加することが予想される。民泊事業者は正しい知識を身につけ事業系ごみとして適正に処理することが求められる。

(4) 街の美観を保つためのカラス対策

現在、品川区ではごみの収集について、戸建て住宅では各戸収集を、また集合住宅では集積所にて回収しているが、玄関先や道路、集積所に出されたごみ袋が収集されるまでの間、カラスによる被害がある。出した袋のごみを突つき、散らかすという美観上の問題や人に危害を加える事例もあり、快適な生活環境の妨げとなっている。地域によって被害の程度が異なり、飲食店や公園等の周辺地域に多いなど、その土地に暮らす人々にとっては特に深刻な問題となっている。

(5) ふれあい指導による排出指導

区では、収集日および収集時間外の排出や分別がされていないごみの排出者や集合住宅の管理者等に直接分別指導や助言を行う「ふれあい指導」を実施しているが、不適正排出による排出指導のケースは減少していない。また資源ステーションに不法投棄されたものは年間 700 件以上ある。

分別されていないままのごみ排出や、不法投棄等のある地域は、美観を損ね見栄えが悪いということだけでなく、生活衛生上の問題や正しくごみ排出を行っている区民の意識低下にもつながっている。

3 快適な生活環境を創出する具体的施策

(1) 外国人観光客へのごみ排出マナーの周知

海外から訪れる観光客のごみ排出における問題は、生活習慣や文化の違いによるところが大きい。また、一時滞在するにあたって、その国・地域のごみ排出マナー等に触れる機会が少ないことも原因の一端であると言えるため、ごみ排出のルールやマナーを英語などの主要な外国語で分かりやすく示し意識を

持ってもらう必要がある。例として、ごみは宿泊施設に持ち帰ってもらうように日本のやり方、文化を周知PRすることや、宿泊施設や鉄道の駅、飲食店等ごみが出やすい事業所からもマナーの向上の発信や事業系ごみとしての適正な処理を求めることが必要になってくる。

また、来街者が混乱しないようにごみの持ち帰りの推奨やマナーの周知について東京都や他区と連携して都内での統一的な方向性の共有を図る検討も必要ではないかと考える。

(2) 区内在住外国人に対する情報発信の確立

区は外国語版（英語・中国語・ハングル語）の「ごみ・資源の分け方・出し方」冊子を作成し、ホームページで公開するとともに、転入時に配布を行ってルール・マナーの周知に努めているが、すべての対象者に浸透しているとは言えない。今後は簡便で効果的な「ごみ・資源の分け方・出し方」のリーフレット等の作成や、ホームページに公開しているごみの出し方について、東南アジア圏等の言語などより多くの言語で掲載することを検討していく必要がある。さらに、区の国際交流部門や、NPO団体と連携し、外国人のコミュニティに直接出向き働きかけごみ排出について説明するなど、ごみ出しというものを意識してもらう機会を作ることが重要であると思われる。

また、インターネットを活用した方法として、ごみの出し方が間違っている時に使用する排出指導シールからQRコードで多言語に対応したホームページに誘導し、ピンポイントに適切なごみ排出方法を伝えるという手法を取っている自治体もあり、そういった先進的な取組を参考にするなど、広報等の一方的な情報発信から脱却した新たな方法を検討する必要がある。

(3) 民泊等事業者への適切な排出指導

民泊等に関する苦情の中で、「ごみの分別ができていない」「違う曜日に排出されている」「排出場所が違う」といった、ごみについての問題が発生する。このため、民泊等の宿泊事業を運営する際には、「事業」であることを認識して、ごみの排出にあたりとともに、生活環境への悪影響を回避して近隣トラブルを防ぐ責務があるため「ごみの排出方法」のルールを宿泊者にも十分周知する必要がある。そのために区は、運営事業者の役割や対処方法を明記したパンフレットを作成することや、事業開始時には必ず事業者等と連絡を取り、現地に赴き、ごみの処理方法や排出場所を確認することが大切である。また、苦情等の対応として警察と情報共有を図り対応することが必要である。

(4)カラス被害における対策

品川区では、カラス等への対策として、区内の主な商店街で早朝収集を実施している。加えて清掃事務所では集合住宅を対象とした防鳥ネットの貸し出しを行っているため、区がこのような対策方法をしっかりと周知していくことが重要と思われる。

また、中身が見えないよう容器を使ったごみ出しを行うこともカラスに対して有効であるため、容器出しを推奨することも対策の一つとなる。環境課では、カラスによる人への威嚇や攻撃などによる被害を防止するために、巣や落下ヒナの撤去を行っているところである。今後は防鳥ネットの使用方法や効果を検証することや、被害状況や地域実態を踏まえた対応が必要になる。

(5)ふれあい指導の充実

収集日および収集時間以外の排出や、家電品や大型家具等が資源ステーション等に不法に投棄される環境は快適とは言えない。そのため区は排出指導業務として、収集時の情報や区民からの通報等をもとに、不適正な排出時には不法投棄物の除去することや、排出者を特定して排出指導および助言を行ってきた。

戸別訪問やチラシのポスティング等による排出ルール周知啓発の強化や、区内を定期的に巡回して排出マナー向上の呼びかけをするパトロール活動も効果的な取り組みと考えられる。また区民と共にまちを清潔にする意識の向上を図るため「ふれあい指導」という排出指導活動についての認知度を高めることが重要である。この活動を積極的にPRすることで区民の理解が深まり、まちを清潔にする機運が高まると考える。

第4章 これからの啓発のあり方について

1 現在の品川区における啓発活動

品川区では現在、ごみ減量および3Rの推進を目的として、以下のとおり普及啓発活動を実施している。

(1) 広報紙等による普及啓発

① 広報紙「広報しながわ」

年に3回、3R月間や年末年始のごみ収集等の特集し大型記事による周知を行っている。また、毎月21日発行の広報紙には拠点回収やリサイクル情報等を定例的に掲載し周知している。

② 区のホームページ

ごみ・資源の出し方、地区の収集日や区からのお知らせ等を掲載している。

③ 「ごみ・資源の分け方・出し方」冊子

ごみを分ける理由やごみ・資源の出し方を解説しており、全戸配布している。この冊子は転入時にも配布しており、英語版、中国語版、ハンダ版の冊子もある。

④ 「ごみ・リサイクルカレンダー」

ごみと資源の分別方法やごみの減量、環境に優しい暮らしの提案などを掲載し、地域センターや図書館などにて希望者に配布している。

⑤ 小学生用の啓発冊子

区内の小学校では4年生のときに環境学習を実施しており、その時期に合わせて環境学習の副読本として配布している。

⑥ 「ごみ・リサイクル通信」

広報紙やホームページなどに掲載できなかった身近な題材や内容のものを特集し、年4回発行している。全町会に配布し、回覧を依頼している。

⑦ リサイクル情報紙「くるくる」

月1回発行し、区内在住者を対象に不用品を譲りたい側と引取りを希望する側が直接交渉できる機会を設け、リユースを促している。

⑧ リユース事業の紹介

家具や家電製品等の修理・修繕が可能な区内の店舗等を紹介している。



図1 「ごみ・資源の分け方・出し方」冊子(左)、ごみ・リサイクル通信(右)

(2) 環境学習等の実施

① 環境学習

保育園、幼稚園、小学校(4年生)を対象として、ごみやリサイクルに興味や関心を持ってもらうことを主眼とし、清掃車両(スケルトン車)を使用して、ごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲーム等を行っている。

② 出前講座

町会やPTA等の地域の集まりに、要望により清掃事務所が出向き、ごみの出し方やリサイクルについて情報を積極的に発信している。

③ ごみ・資源追っかけ隊

区内在住の親子等を対象として、リサイクル施設等で排出された資源が再生される過程を見学し、リサイクルへの関心を高め、推進していくことを目的に実施している。

④ 廃棄物減量等推進委員

公募や推薦により、町会や自治会から廃棄物減量等推進委員を選出し、地域におけるごみの減量およびリサイクル活動の推進を図っている。

(3) イベントを通じた普及啓発

① ECOフェスティバルやフリーマーケット

ごみ減量とリサイクルの推進を図るため、分別ゲームやフリーマーケットを実施し啓発に努めている。また、区内公園で各団体が実施するフリーマーケットの支援を行っている。

② 小学生ポスター展

小学生を対象にした環境リサイクルのポスター展を開催してごみ減量等の啓発をしている。

(4) ふれあい指導

新たに品川区に転入してきた区民に対し、ごみの新規排出場所の確認や、資源ステーションの案内・維持を実施している。またごみ資源の分別状態の悪い排出場所では、戸別収集の利点を生かして、直接排出者またはアパート等では管理会社等に連絡し、入居者への分別指導を実施している。

(5) 清掃・リサイクル施設での広報活動

品川区資源化センターにおいてごみ・資源追っかけ隊や小学生の社会科見学を受け入れ、資源回収から中間処理過程までを見せることにより、リサイクルの普及啓発をしている。またリサイクルショップ「リボン」の運営を支援することで、リユースの促進を図っている。

(6) 高齢者ふれあい収集

日常のごみ出しが出来ない高齢者世帯等を対象に、玄関または集合住宅の部屋の前まで収集に行き、ごみの排出状況から安否の確認を行っている。

2 より効果的な啓発の検討

近年、区内では若年層または高齢者の単身者世帯や集合住宅の増加など、ライフスタイルは変化してきている。子どもから高齢者まで、幅広い世代や様々な生活実態に合わせた啓発を展開するためには、現在の取り組みを見直し、「一歩進んだ啓発活動」のあり方を検討する必要がある。

(1) 子ども世代への積極的な啓発

品川区では、子ども（特に未就学児～小学生）を対象として、清掃車両（スケルトン車）の活用やごみ・資源追っかけ隊など体験型の啓発活動に取り組んでいる。実際に体験することで内容が伝わりやすく、また長期的に見れば大人になってからも効果が期待できるため、次代を担う子どもたちに対する啓発は重要であり、当審議会も評価するところである。

同時に、より積極的に展開を図るべき分野であるとも認識している。取り組み自体の事業の充実はもちろんのこと、例えば、小学4年生に対し副読本として啓発冊子を配布しているが、その内容について教育委員会とも連携して作成することでより効果を上げることができると考える。また中学以降における啓発手法についても可能性を模索する必要がある。

(2) 生活実態に沿った啓発

ごみ減量・3R推進の啓発を行うにあたり、取り組むことによるメリットや行動に移さないことによるデメリットの観点から情報を発信することで自身のこととして捉えることができる。例えとして、昨年は大型台風が多く、各地で被害が出たことを鑑みれば、その背景には気候変動や地球温暖化問題があると報道されている。その要因として、化石燃料の使用やごみの焼却による二酸化炭素の発生が挙げられる——など、なぜごみ減量・3R推進が必要なのかという啓発を、生活と関連付けた形で周知することで生活への影響や身近な問題として捉えやすくなる。

また、夏場はペットボトル、冬場はガスボンベが多く排出されるためその排出方法を紹介するなど、生活に密着した短期的なライフサイクルに着目し時季に合わせたテーマを掲げることで身近な問題として感じられ、毎年繰り返し周知すれば習慣にもつながる。

(3) ごみ資源の「見える化」の推進

ごみ排出は分別ルールに従って「家の前に出す」ところで終わってしまい、そのあとどのように処理されるのかが分かりにくい。回収後のごみ資源の処理工程やリサイクルの流れを分かりやすく詳細に伝えることは、区民の気づきを促し適切な分別をより一層進めるモチベーションとなる。現在「資源のゆくえ」図表を作成し資源回収後の全体の流れを周知しているが、例えば資源として回収されたプラスチック製容器包装が異物を取り除く分別作業の後圧縮・梱包され、その後粉碎、溶解処理され新たに製品として生まれ変わる場所をごみリサイクル通信で特集を組むことや動画等を使い分かりやすく紹介すること、また実際に見学を実施するなどして「見える化」する取り組みを行う必要があると考える。さらに、ごみ処理に係る経費など、費用の部分を「可視化」することによって、自分事としての意識を高めることができると考える。

3 より伝わりやすい広報の検討

区では、ごみ減量・3R推進について、「広報しながわ」をはじめとした様々な媒体で啓発を実施しているが、より浸透させ効果を上げるためには、伝わりやすい広報・PRの実現に努めなければならない。

情報量の多寡、取り上げるテーマ等、好みや興味を引く内容は環境意識もそれぞれ異なり様々であるため、発信の媒体を工夫することより、年代やニーズなど、受け取り手を意識した広報を検討する必要がある。

(1) ライフステージやニーズに合わせた広報

区では、転入時に「ごみ・資源の分け方・出し方」冊子を配布することや、全町会・自治会に「ごみ・リサイクル通信」の回覧を依頼するなど、広報誌等が区民の目に触れやすいよう創意工夫を図っている。しかし、区民のごみ減量等に対する関心には個人差があるため更なる検討が必要である。

例えば、転出時や、冠婚葬祭の折にはごみが臨時に大量かつ多種類出やすいため、その際に発生するニーズを捉えた案内方法があると円滑なごみ資源の排出につながる。それぞれ必要な場面に応じたリーフレット等作成することや、関係部署との連携を密にして転出届や婚姻届等の提出時や、高齢者の施設入所時などに必要な情報を提供できるような体制をつくる必要がある。

(2) ICT（情報通信技術）の活用

昨今の生活形態の変化として、スマートフォン等の普及が顕著であり、気軽にインターネットから情報を取得できるようになった。総務省の平成29年通信利用動向調査によると、20歳代から30歳代にかけてのスマートフォン普及率は90%を越えていることに加えて、60歳代前半でも54.2%が保有しており、ICTを活用した広報は幅広く効果を得られることが期待できる。また、ライフスタイルの変化により人間の活動は24時間行われていることから、場所や時間を問わず情報を閲覧できるICTの利便性は高い。

ICTの活用方法や効果として、スマートフォンを利用したごみ情報のアプリケーションが挙げられる。これを活用することで、①ごみの出し方や収集日などを「簡単に」「素早く」提供する。②ごみ分別辞典による出し方検索や画面を使った啓発③ごみリサイクルの意識が比較的低い傾向にある若年層に対して特に大きな効果を発揮することが期待できる。

加えて、ICTでは多言語対応や、画像・動画による啓発が容易であり、外国人に対する啓発という点でも効果を発揮するものと思われるため、導入の検討を期待する。

(3) 暗記型の広報からの転換等

廃棄物の種類や処理方法が多様になってきているため、従来の「排出されるごみ・資源一つ一つに対して個別の分け方・出し方を案内する」という暗記型の表記や広報では十分伝わりにくい面がある。新たな側面からのアプローチとして、処理方法から遡ることで、排出方法や分別の意味合いが十分納得して判断できるような冊子等を作成することにより、より区民に伝わりやすい情報発信となると考える。

また、区では不適切なごみ排出があった際に「排出指導シール」を貼り、適

正なごみ排出の指導を行っているが、この「排出指導シール」は事務的にも感じられる。例えば子どもが描いた啓発の絵を併せてプリントするなど、一工夫加えるだけでも、やさしくメッセージとして伝わり一層の効果が期待できる。

4 だれもが主体となる啓発の実現

現在行われている啓発活動では、区から区民や事業者に向けて発信されるものが一般的であるが、それぞれがごみ排出者としての自覚を持ち主体となって行動することが大切である。

(1) 区民からの発信

区内には、町会・自治会長からの推薦にもとづき選任している廃棄物減量等推進員が約 500 名おり、区と地域を結ぶ重要な役割を担っている。推進員の中には町会・自治会内で行う清掃リサイクル活動に深く関わり、もともと関心が高い方も多くいるが、今後、区民に対してごみ減量・3R 推進についての啓発を強化するためには、推進員が地域のリーダーとして、自ら地域住民に対し情報発信などの行動を積極的に行っていくことが重要である。

現在、推進員との連携の場として、年 2 回の定例会を設けて地域との情報共有を図っているほか、年 1 回リサイクル施設等への見学会を実施しているが、今後はこの内容を充実させるとともに、活動状況を広く区民に紹介し存在を印象づけるために必要な情報やツールを提供するなどして、活動をサポートする体制を整える必要がある。推進員が、地域のリーダーとして行動することで、区民はごみ減量・3R 推進をもっと身近に感じることができ、効果的な啓発が図れると思われる。

(2) 事業者からの発信

区では大規模建築物への立入検査を通じて再利用率の向上を指導しているが、その中で見出した事業者の優良な取り組みを、区のホームページに掲載し区民に広く紹介することで、事業者からの発信の一助となることなどが考えられる。

また、事業系廃棄物の約 40% を占めている厨芥ごみを減容・消滅させる事業系生ごみ処理機を導入することで、積極的に廃棄物の減量を推進する事業者に対し、区は機器の購入費用を助成し、その導入事例をホームページに掲載している。このように、事業者が発信主体となり、区と連携してごみ減量に配慮した取り組みや事業の PR を行うことが、より効果的な区民への啓発になると思われる。

第5章 まとめ

更なる循環型社会を構築していくためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却する必要がある、そのためには3R（リデュース・リユース・リサイクル）、特にリデュース（ごみの発生・排出抑制）への取り組みが重要となる。

本審議会は、区長からの諮問に基づき「快適な生活環境を創出するため、区民、事業者、行政の連携・協働による清掃リサイクルの今後の取り組み」について答申を取りまとめた。

今回は「資源ロスの削減」「快適な生活環境について～オリンピック・パラリンピックとその後に向けて～」「これからの啓発のあり方」の3点について答申したが、これは限られた時間での審議となるため、論点として抽出したものである。

また、快適な生活環境の実現に向け、それぞれの論点について対応する具体例を挙げてきたが、この実現のためには、区は、区民、事業者と一体となって、ごみ減量や資源化に真摯に、きめ細かく取り組みを行っていかなくてはならない。

本審議会の答申を踏まえた区の取り組みを期待する。

資 料 編

品都品発第47号
平成29年8月9日

品川区廃棄物減量等推進審議会 様

品川区長 濱野 健

品川区廃棄物減量等審議会への諮問について

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第7条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

1. 諮問事項

快適な生活環境を創出するため、区民、事業者、行政の連携・協働による清掃リサイクルの今後の取り組みについて

2. 諮問期限

平成31年6月30日

3. 諮問理由

品川区のごみ量は、平成元年度の約14万6千トンピークに減少を続け、平成28年度には約7万2千トンと元年度と比較して半減しました。

他方、資源回収量は、平成元年度の4,600トンから平成28年度の約2万4,000トンへと、約5.2倍になりました。

しかしながら近年、その推移実績の鈍化が顕著となっております。特に、資源回収はここ数年少しずつではありますが減っております。これは、ライフスタイルの多様化や住環境の変化が品川区においても関係していることが一因かと思われます。

こうした状況において区では、様々な生活様式等の変化に対応することや2020年の東京オリンピック・パラリンピックとその先を見据えての新たな視点から清掃リサイクル事業を発展させることが必要であると認識しております。

区民、事業者、行政が連携・協働して快適な生活環境を実現するために、それぞれの役割や責任に応じた取り組みなどの具体策についてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

品川区廃棄物減量等推進審議会の会議の公開方法について

1 会議の傍聴

- (1)会議を傍聴しようとする者は、会議開始 20 分前から会議開始時間までの間に、会場の受付へ申し出るものとする。
- (2)会議の公開にかかる傍聴人の定員は、4 人とする。ただし、会長が会議運営上、支障がないと認めたときはその限りでない。
- (3)傍聴人は、受付時間内で先着順に決定する。

2 議事録の公開

- (1)次に掲げる事項を掲載した議事録を公開する。
 - ①会議の開催年月日、開始・終了時間
 - ②出席者および欠席者の人数
 - ③出席者の氏名
 - ④議事内容（発言者の氏名は記載しない）
 - ⑤その他会議の経過に関する事項
- (2)議事録は、区役所第三庁舎 3 階の区政資料コーナーで閲覧に供するとともに、区のホームページにも掲載する。

第9期 品川区廃棄物減量等推進審議会 審議経過

開催日	審議内容
第1回 29.8.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長より審議会への諮問 ・ 第1期～第8期までの諮問と答申の概要説明 ・ 清掃事業全体の概要説明
第2回 29.12.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視察 品川清掃工場、中央防波堤埋立処分場
第3回 30.2.7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項の審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 快適な生活環境の創出について ● オリンピック・パラリンピックに向けた課題について
第4回 30.6.6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項の審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 資源ロスについて ● 食品ロスについて
第5回 30.9.11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項の審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 啓発活動について ● 区と区民、事業者の協働について
第6回 31.2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項の審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 答申案の検討

第9期品川区廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区分	氏名	任期	備考
学識経験者	◎大矢 勝	平成29年7月1日～令和元年6月30日	横浜国立大学 大学院教授
	○栗島 英明	平成29年7月1日～令和元年6月30日	芝浦工業大学 建築学部教授
	小林 隆史	平成29年7月1日～令和元年6月30日	立正大学 経済学部専任講師
区議会議員	大沢 真一	平成29年7月1日～令和元年6月30日	区議会議員
	たけうち 忍	平成29年7月1日～令和元年6月30日	区議会議員
	中塚 亮	平成29年7月1日～令和元年6月30日	区議会議員
	吉田 ゆみこ	平成29年7月1日～令和元年6月30日	区議会議員
	高橋 しんじ	平成29年7月1日～令和元年6月30日	区議会議員
区民	千葉 雅雄	平成29年7月1日～令和元年6月30日	荏原地区第四連合会長
	土屋 智英子	平成29年7月1日～令和元年6月30日	品川区消費者の会代表
	小倉 敬子	平成29年7月1日～令和元年6月30日	公募区民
	國枝 園子	平成29年7月1日～令和元年6月30日	公募区民
	升崎 葉子	平成29年7月1日～令和元年6月30日	公募区民
事業者	島 敏生	平成29年7月1日～令和元年6月30日	商店街連合会代表
	三浦 隆	平成29年7月1日～令和元年6月30日	廃棄物業界代表

◎会長 ○副会長